

## 令和4年2月 四万十市農業委員会 総会

- 1 日 時 令和4年2月8日(火)午後2時30分～午後3時6分  
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室  
 3 出席委員

(1) 農業委員 17名

| 番号 | 氏名     | 番号 | 氏名     | 番号 | 氏名    |
|----|--------|----|--------|----|-------|
| 1  | 篠田 新生  | 8  | 遠地 美千代 | 16 | 岡崎 誠  |
| 2  | 桑原 宏文  | 9  | 山本 官   | 17 | 尾崎 征洋 |
| 3  | 伊与田 真哉 | 11 | 岡村 猛   | 18 | 福留 宣彦 |
| 4  | 井上 靖好  | 12 | 伊勢脇 精藏 |    |       |
| 5  | 加用 雅啓  | 13 | 土居 忠栄  |    |       |
| 6  | 安藤 久徳  | 14 | 清水 優志  |    |       |
| 7  | 谷崎 容子  | 15 | 正木 卓夫  |    |       |

※農地利用最適化推進委員は新型コロナウイルス感染症拡大予防対策のため、招集せず。

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

| 番号 | 氏名   | 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名 |
|----|------|----|-------|----|----|
| 10 | 芝 順子 | 19 | 畠中 温喜 |    |    |

5 事務局職員出席者

| 職名                  | 氏名    | 職名 | 氏名     |
|---------------------|-------|----|--------|
| 事務局長                | 小谷 哲司 | 主幹 | 宮川 昭人  |
| 事務局長補佐<br>(西土佐地域担当) | 渡辺 昌彦 | 主事 | 岡本 ほのか |
| 係長                  | 柴 秀樹  |    |        |

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～6番)  
 第2号議案 非農地証明書の交付について(1番～3番)  
 第3号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番～2番)  
 第4号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番)  
 報告事項 形状変更届出について(1番～3番)  
 その他

◆議長（福留会長）

只今から令和4年2月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号10番 芝 順子 委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小し、招集は農業委員のみとさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号2番 桑原 宏文 委員、議席番号3番 伊与田 真哉 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページ及び3ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 深木 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦20年の84歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間180日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、耕運機を所有、田植え機とコンバインをリースしているとのことです。申請地は自宅から約1キロメートルの距離となっております。耕作面積は83アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われま。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 蕨岡 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦20年の64歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間350日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦70年の母の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約300メートルの距離となっております。耕作面積は126アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人とその家族が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われま。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 古津賀 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦43年の70歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機をリースしているとのことです。申請地は自宅から車で約10分の距離となっております。耕作面積は128アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地は現在休耕地となっておりますが、取得後は譲受人が耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号4。土地の表示は、大字 具同 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦40年の69歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機をリースしているとのことです。申請地は自宅から車で約10分の距離となっております。耕作面積は61アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地は現在休耕中の場所もありますが、取得後は譲受人が耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして議案書は3ページになります。番号5と番号6につきましては、譲受人及び借受人が同じですので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は、大字 西土佐菰ケ市 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買及び許可日から令和9年2月7日までの5年間の使用貸借権の設定で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦4年の45歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、管理機を所有しているとのことです。番号5の申請地は自宅から徒歩で約1分、番号6の申請地は自宅から車で約5分の距離となっております。耕作面積は43アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

#### ◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

#### ◇議席番号5番 加用委員（八束地区担当）

5番、八束の加用です。番号1番の申請地の状況ですが、現在水田として耕作されている農地です。譲受人の農作業の従事状況及び下限面積ですが、問題はないと思います。周辺地域との関係も、現在水田として耕作されている農地です。取得後は譲受人が耕作していくということですので問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

「2番の関係委員」は私ですので、私の方から意見を述べさせていただきます。

◇議席番号18番 福留会長（蕨岡・富山地区担当）

譲受人の福留壯くんは、四万十市の稲作の担い手にもなっておりまして、吉岡タツヨシさんの農地を今までもお借りして耕作しておりましたが、タツヨシさんがお亡くなりになりまして、今度相続の関係となり、私のほうに娘さんから（申請地を）売買をしてくれないかとの申し出があり、福留壯くんに売買の話をしたところ、売買の運びとなりました。福留壯くんにつきましては、今まで通り耕作するということがございますので問題はないと思いますので、よろしく願いをいたします。

◆議 長（福留会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

議席番号17番、東山地区担当の尾崎です。4年1月26日、申請地の状況確認及び譲受人への聞き取りを行いました。今回取得しようとする申請地の農地は、畑となって少し荒れていますが、譲受人も果樹を植える予定だそうです。周辺の農地には影響ありません。また、譲受人が現在所有している農地についても、効率的に耕作しております。以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えております。以上です。

◆議 長（福留会長）

「4番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当正木です。4番についてでございますが、6筆ありまして、現況は田となっておりますけれども、1月28日に譲渡人に会いまして、現地も回ってみました。休耕しているところもありますけれども、譲受人が耕作・管理するということでございます。譲受人については、1月29日に会えなかったもので、電話で確認いたしました。適正に管理・耕作するということでございますので、問題ありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

「5番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号1番 篠田委員（西土佐蕨ヶ市地区ほか担当）

議席番号1番、地区担当の篠田です。番号5番について説明させていただきます。先月26日に、宮地推進委員とともに申請地の確認に行きました。申請地では、譲受人立会いのもと現地確認を行い、申請地は問題なく耕作されておりました。譲受人につきましては、地区で篤農家のもと営農される、将来的に担い手になるような人

材だと考えられます。本人からも、土地の取得後は取得した土地で営農していくと伺っております。そのうえで問題ないと我々は判断しました。以上です。✓

◆議 長（福留会長）

この案件につきまして、桑原委員にもお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。✓

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐下家地地区ほか担当）

議席番号2番、桑原です。同日、篠田新生委員と現地の方一緒に確認をさせていただきましたが、特に問題ないということになります。以上です。✓

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

○ご意見、ご質問はございませんか。✓

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。✓

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議 長（福留会長）

○りがとうございました。✓

◆議 長（福留会長）

「6番の関係委員さん」お願いします。✓

◇議席番号2番 桑原委員（西土佐下家地地区ほか担当）

番号6番について、ご説明をさせていただきます。先ほど番号5番の方と同じ譲受人となりますが、範囲が西土佐下家地ということで、私の方と宮地浩推進委員と現地の方確認させていただきました。こちらは畑ということになりますが、すでに栗の栽培が始まっております、そちらを譲渡人から受けて、続けて栽培をされるということになりますので、特にこれから問題ないかと思っております。以上でございます。✓

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。 ✓

続きまして、第2号議案 非農地証明の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

第2号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 具同 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、1月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、正木委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの1ページ及び2ページをご覧ください。現地は、原野となっている状況で、税務課で確認出来る平成14年時点の航空写真でも、既に原野となっていることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農への復旧は困難な土地と思われます。 ✓

続きまして番号2。土地の表示は、大字 具同 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましても、番号1と同様に現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの3ページ及び4ページをご覧ください。現地は、宅地となっている状況で、税務課で確認出来る平成14年時点の航空写真でも、既に宅地となっていることを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。 ✓

続きまして番号3。土地の表示は、大字 古津賀 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号3につきましては、1月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、尾崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの5ページ及び6ページをご覧ください。現地は、雑種地となっている状況で、税務課で確認出来る平成14年時点の航空写真でも、既に雑種地となっていることを確認しております。 ✓

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。

#### ◆議 長 (福留会長)

事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番、2番の関係委員」お願いします。 ✓

◇議席番号15番 正木委員(具同地区担当)

具同地区の正木です。1番についてですけれども、事務局の説明のとおり原野となっております、10年以上耕作放棄されております。農地の復旧ができないと認められますので、非農地に該当すると思われます。

2番についてですけれども、これも事務局の説明のとおりでございます、転用の事実からすでに15年以上経っております、農地への復旧については難しいものと思われます。非農地に該当すると考えられます。以上です。✓

◆議長（福留会長）

「3番の関係委員」をお願いします。✓

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番、東山地区の尾崎です。3番の申請地について報告いたします。1月28日、農業委員関係者並びに申請関係者とで現地確認を行いました。申請の土地については、写真のように残土により平成8年土地造成をしてお、資材置場として使用していたが、所有者が平成27年に死亡し、その後雑種地となり現在に至っているようです。農地としてこの先、復元困難と思いますので、非農地証明については適当と考えております。以上です。✓

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。✓

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

4番、井上です。前のスクリーンで番号をふっていますけど、1と2は逆じゃないかと思うんですけど、合っているのでしょうか。✓

○事務局

すみません、逆です。1番の表示が議案書でいうと2番で、2番になっているのが1番です。すみません、間違えて表示させてもらっています。✓

◆議長（福留会長）

他にご意見・ご質問はございませんか。

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。✓

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付す

ることといたします。 ✓

続きまして、第3号議案 市長より諮問のありました農地利用集積計画（案）について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。 ✓

#### ○事務局

それでは第3号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。

議案書は5ページ、農用地利用集積計画書（案）は6、7ページになります。

それでは1番について説明いたします。借受人は東中筋地区において、生姜の栽培を予定している農地所有適格法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの7ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸貸借権の設定です。貸貸借期間は令和4年2月8日から令和9年2月7日までの5年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。の各要件を満たしております。 ✓

続きまして2番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書（案）は6、7ページになります。

それでは2番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は18名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの8～10ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。使用貸借期間は令和4年2月8日から令和14年2月7日までの10年間となっています。以上です。 ✓

#### ◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。 ✓

#### ◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋担当清水です。1番ですが、事務局の説明のとおりでございます。1月31日、貸付人に聞き取り調査を行いました。貸付人は耕作が困難になり耕作放棄地になるため、借受人に貸し付け、生姜を植えるということでございます。借受人は生姜の栽培を行う予定です。株式会社サカタさんは県内各地の借受地等で生姜の栽培を行っております。以上のことから、農地利用集積（案）については適当であると考えます。以上です。 ✓

#### ◆議長（福留会長）

「2番の関係委員」お願いします。 ✓



本日欠席の畠中委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。 ✓

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。 ✓

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 農地利用集積計画（案）について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 ✓

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

○議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地利用集積計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。 ✓

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農地利用配分計画（案）について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。 ✓

○事務局

第4号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、8ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の9ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。

場所は議案書記載のとおりです。1番、右側の貸付先ですが、四万十市岩田の認定農業者に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの8～10ページ及び前のスクリーンをご覧ください。1番の農業者が選定された理由につきましては、お手元に配布した借受選定理由書をご覧ください。

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。

対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。 ✓

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。 ✓

本日欠席の畠中委員からは適当であるとの連絡が事務局へありました。

続きまして、山本委員からご意見を申し上げます。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

議席番号9番、後川担当の山本です。借受人になる人は、四万十市でも水稻栽培で大規模経営をしている1人で問題はないんですけど、この水田はもともと所得補償制度で作業受委託の契約を結んでいた水田を公社を通じて、正式に使用貸借を結ぶという関係ですので、問題はないと思います。以上です。 ✓

◆議 長 （福留会長）

宮崎、武井両推進委員とも適当であるとの連絡が事務局へありました。 ✓

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。 ✓

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 ✓

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。 ✓

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。 ✓

○事務局

形状変更の届が3件出ておりますので報告いたします。議案書と一緒に送付しておりました、別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。

形状変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。

番号1。土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、水田耕作から果樹に作物を変更するためとのことです。変更期間は、令和4年1月10日から令和4年2月28日となっております。 ✓

続きまして番号2。土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、湿田で土地が深くトラクターが

入らず水稲を作れないため、埋め立てをして畑にするためとのことです。変更期間は、令和4年9月15日から令和5年3月15日となっております。 /

続きまして番号3。土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、盛土を施し、田から畑へ変更するためとのことです。変更期間は、令和3年6月29日から令和3年9月18日となっております。

なお、番号3につきましては、令和4年1月7日の農業委員会総会にて農地法第3条の規定により許可となった土地です。3条の申請時点で既に埋め立てを行っていたため、今回、始末書付きの届出となっております。以上です。

◆議長（福留会長）

最後に、その他委員の皆様から何かございませんか。

事務局から何かありませんか。 /

○事務局

報告事項ですけれども、先の1月総会で承認を受け、進達中の古津賀における農地法第4条申請で、その後、高知県農業基盤課から申請地内に既に農業用倉庫が建っていることについて問い合わせがありました。事務局におきましては当該農業用倉庫の面積が200㎡以下であったため転用許可なしに建築ができることから、当該申請内容については特に支障は無いと判断し、総会に諮ったところですが、しかし、転用許可がいらぬケースは、200㎡以下の面積の他に自己所有の土地で自己所有の農業用倉庫であることも要件となります。そこで今回、申請者に再度確認したところ、30年ほど前に農業用倉庫を建てた当時の土地所有者は父親であり、建物所有者は子（4条申請人）であることから土地と建物の所有権者がそれぞれ違うため、本来であれば農地法第5条申請により許可が必要であったことが判明しました。そのため申請代理人より始末書の提出がありましたので、追って進達に追加させていただくことを報告するものです。以上です。 /

◆議長（福留会長）

他にございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和4年2月8日

議長 福留宣彦

署名委員 桑原宏文

署名委員 伊守田真哉